

## 農地法第3条申請 確認表

南城市農業委員会

	許 可 要 件	申請者確認	事務局確認
1	下限面積が下記の設定面積をを超えているか(今回権利設定分を含む) ・佐敷・知念地区           2, 000㎡以上 ・玉城・大里地区           3, 000㎡以上 ※零細規模の経営体が発生するのを抑制し、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対して農地を集積するために下限面積が設定されています。		
2	全部耕作要件 譲受人が現に所有する農地のすべてについて自ら耕作されているか(既存の農地に不耕作地・違反転用地等がないこと。)  (第三者に貸付している状況で農地を求めることはできません。)		
3	所有権等を取得しようとする方、またはその世帯員が農作業に常時従事(年間150日以上)すると認められる場合  ※世帯員のうち最低一人は年間150日以上従事すること ※譲受人が公務員等で本人が農業に従事する場合、「営利企業等従事許可証明」を勤務先から取得し、添付願います。		
4	所有権等を取得しようとする方、またはその世帯員の農業経営の状況(機械の所有状態、経営作目等)、その住所地から農地までの距離(通作距離・道路等の交通事情)等から効率的に利用できるかと認められるか。		

	書類の名称等・その他	確認事項	申請者確認	事務局確認
1	許可申請書	畑の所有者の現住所と登記簿謄本に記載されている住所が一致しているか。  不一致の場合、住所の変遷が確認できる戸籍の附票または住民票抄本等の添付が必要です。		
2	農業者年金受給の有無	農業者年金受給者の農地を移動する場合、または、年金受給者が農地を求める場合は、支給停止等、年金に影響が及ぶ場合があります。事前にご確認ください。		
3	賃借権・使用貸借権(小作)の確認	申請地に権利が設定されている状況で農地の移転等はありません。事前に解約等の申請が必要となります。		
4	税について	贈与、売買の場合、贈与税または、不動産取得税、所得税等が発生する場合があります。事前に税務署等へご確認ください。		